

令和8年4月1日

御前崎市農業委員会

農地賃借料情報（10アール当たり）について

御前崎市農業委員会では、前年に公告された農地の賃借料の平均額、最高額及び最低額を提供しております。

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに公告された賃貸借における賃借料（10アール当たりの年額）は、下記のとおりです。

なお、賃借料は、農地の貸し手と借り手の双方で決めていただくことが原則です。両方で決めることができない場合に、参考として活用してください。

◆賃借料情報は、過去に取引された貸し手、借り手の話し合いの下で決められた金額を整理したもので、締結された年や締結件数により変動します。

賃借料を決める場合には、収穫量、ほ場条件、土地改良費などを踏まえて、貸し手、借り手双方の話し合いで、納得した上で決めてください。

記

農地の区分	平均額	最高額	最低額	データ数
水 稲	7,900 円	10,500 円	1,700 円	157 件
茶	5,800 円	13,500 円	1,000 円	67 件
露地野菜	9,800 円	17,400 円	5,500 円	61 件
施設園芸	17,100 円	35,800 円	5,100 円	60 件

※1 特別な事情の下で取引されたと推測されるデータは除外しています。

※2 賃借料には、牧之原畑地総合整備土地改良区、大井川右岸土地改良区等の賦課金が含まれている場合があります。

※3 使用貸借（無償）又は物納については、集計から除外しています。

※4 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。